

# 令和7年度 水質検査計画

## 水質検査計画とは

水道事業者は水道法施行規則第15条第6項において、毎事業年度の開始前に水質基準項目（全51項目）を対象とした「水質検査計画」を策定することが義務付けられています。水質検査は、お客様にお届けしている水道水の安全性の確認、水源及び浄水処理工程における水質の把握を目的としています。

この計画は、鷹栖町の水道事業として適切で透明性のある水質検査を実施するため、水道をとりまく情勢や水質状況をもとに、事業年度の前に計画案を公表し、水道水の安全性を確保するため、水質検査体制を明確に定めたものです。

---

### 【水質検査計画の内容】

1. 基本方針
  2. 水道事業の概要
  3. 水質検査項目、検査地点、検査頻度
  4. 臨時の水質検査に関する事項
  5. 水質検査の実施方法
  6. 水質検査計画の策定及び水質検査結果の公表
  7. 関係機関との連携
- 

鷹栖町

## 1. 基本方針

鷹栖町水道事業では、水道水が水道法第4条の規定による水質基準を満たし、安全で良質な水を供給するため、本計画に基づく水質検査を実施します。

また、水質検査結果については、ホームページに掲載し公表します。

### (1) 検査地点

水道法で水質基準が適用されている給水栓（蛇口）とします。

### (2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている給水栓水の「毎日検査項目」および「水質基準項目」とします。

### (3) 検査頻度

給水栓では水道法に基づき、「色」、「濁り」、「残留塩素」の検査を毎日行ないます。また、「水質基準項目」については、水道法に定められた頻度をもとに実施します。

なお、不測の事態が発生した場合は、被害発生防止のため検査頻度を増やし、迅速な対応をとることとします。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水状況

令和5年度末の給水状況は次のとおりです。

区分	単位	令和5年度
行政区内人口	人	6,539
年度末給水人口	〃	6,413
普及率	%	98.07
年度末給水戸数	戸	3,037
配水量	年間	m <sup>3</sup> 698,143
	1月平均	〃 58,178
	1日平均	〃 1,907
有収水量	年間	〃 594,061
	1月平均	〃 49,505
	1日平均	〃 1,623
1日最大配水量	〃	2,271
有収率	%	85.09
有効率	%	89.22

- (2) 水源名称 石狩川水系石狩川
- (3) 貯水施設名称 愛別ダム
- (4) 取水施設名称 永山取水施設
- (5) 浄水施設名称 石狩川浄水場
- (6) 配水池名称 三角台配水池

### 3. 水質検査項目、検査地点、検査頻度及びその理由

安全な水道水を供給するため、水道法で定期的に検査することが義務付けられている給水栓水について「毎日検査」、「水質基準項目」の検査を行ないます。

#### (1) 水質検査項目

水道法施行規則第 15 条により義務付けられている、色、濁り、及び消毒の残留効果（残留塩素）の 3 項目及び水質基準項目（5 1 項目）【別紙参照】とします。

#### (2) 水質検査地点

鷹栖町配水区域内直圧給水栓とします。

#### (3) 水質検査頻度

- ① 色、濁り、及び消毒の残留効果（残留塩素）の 3 項目の検査は毎日実施します。
- ② 外部からの汚染の指標となる一般細菌、大腸菌等の基本的な 9 項目の検査は毎月実施します。
- ③ 毎月検査以外の 4 2 項目については、原則として検査頻度を年 4 回以上することとなっていますが、過去 3 年間の検査結果によって、年 1 回以上又は 3 年に 1 回以上と検査頻度を削減している項目があります。
- ④ ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの 2 項目については水源の藻類等の発生状況に合わせて年 2 回実施します。

### 4. 臨時の水質検査に関する事項

次のような状況になり、水質基準に適合しない恐れがある場合、臨時の水質検査を実施します。

- ① 不明の原因によって水質に著しい変化が生じた場合
- ② 配水管などの水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- ③ その他、特に必要があると認められるとき

## 5. 水質検査の実施方法

毎日検査項目は自己検査とし、それ以外の検査項目については、すべて旭川市水道局による外部委託検査として実施します。

## 6. 水質検査計画の策定及び水質検査結果の公表

### (1) 水質検査計画の策定

水質検査計画は、毎事業年度開始前に策定し、鷹栖町ホームページに掲載します。また鷹栖町建設水道課でも閲覧できます。

### (2) 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づいて実施した検査結果は、鷹栖町ホームページにて速やかに掲載します。

## 7. 関係機関との連携

鷹栖町の水道は旭川市水道局との共同施設によって処理されていることから、河川流域での水質汚染事故等に関し、旭川市水道局との連携を図り、取水場、浄水場及び配水池での水質状況の情報収集を行い、安全で安定した水道水の供給に努めます。

水質検査計画に関するお問い合わせは  
鷹栖町建設水道課上下水道係  
〒071-1292 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号  
TEL (0166) 74-3312  
FAX (0166) 87-2850  
メールアドレス [suidou@town.takasu.lg.jp](mailto:suidou@town.takasu.lg.jp)



## 水質基準項目

令和7年4月1日現在

項目名	基準値	定量下限値	単位	旭川市水道局の検査方法※
1 一般細菌	1mL中の検水で形成される集落数が100以下であること。	1	CFU/mL	別表第1 標準寒天培地法
2 大腸菌	検出されないこと。	—	—	別表第2 特定酵素基質培地法
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	0.0003	mg/L	別表第6 ICP-MS法
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	0.00005	mg/L	別表第7 還元酸化-AAS法
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	0.001	mg/L	別表第6 ICP-MS法
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	0.001	mg/L	別表第6 ICP-MS法
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	0.001	mg/L	別表第6 ICP-MS法
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	0.002	mg/L	別表第6 ICP-MS法
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。	0.004	mg/L	別表第13 IC法
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	0.001	mg/L	別表第12 IC-ポストカラム吸光光度法
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。	0.10	mg/L	別表第13 IC法
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	0.05	mg/L	別表第13 IC法
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	0.02	mg/L	別表第6 ICP-MS法
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。	0.0001	mg/L	別表第14 PT-GC-MS法
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。	0.001	mg/L	別表第14 PT-GC-MS法
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。	0.0002	mg/L	別表第14 PT-GC-MS法
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。	0.0001	mg/L	別表第14 PT-GC-MS法
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	0.0001	mg/L	別表第14 PT-GC-MS法
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	0.0001	mg/L	別表第14 PT-GC-MS法
20 ベンゼン	0.01mg/L以下であること。	0.0001	mg/L	別表第14 PT-GC-MS法
21 塩素酸	0.6mg/L以下であること。	0.06	mg/L	別表第16の2 IC法
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。	0.001	mg/L	別表第17の2 LC-MS法
23 クロロホルム	0.06mg/L以下であること。	0.0001	mg/L	別表第14 PT-GC-MS法
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。	0.001	mg/L	別表第17の2 LC-MS法
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下であること。	0.0001	mg/L	別表第14 PT-GC-MS法
26 臭素酸	0.01mg/L以下であること。	0.001	mg/L	別表18 IC-ポストカラム吸光光度法, 別表18-2 LC-MS法
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること。	0.0001	mg/L	別表第14 PT-GC-MS法
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。	0.001	mg/L	別表第17の2 LC-MS法
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。	0.0001	mg/L	別表第14 PT-GC-MS法
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下であること。	0.0001	mg/L	別表第14 PT-GC-MS法
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。	0.005	mg/L	別表第19 SE-誘導体化-GC-MS法, 別表第19の3 誘導体化+HPLC法
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。	0.005	mg/L	別表第6 ICP-MS法
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。	0.01	mg/L	別表第6 ICP-MS法
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。	0.01	mg/L	別表第6 ICP-MS法
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。	0.005	mg/L	別表第6 ICP-MS法
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。	0.1	mg/L	別表第6 ICP-MS法
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。	0.001	mg/L	別表第6 ICP-MS法
38 塩化物イオン	200mg/L以下であること。	1.0	mg/L	別表第13 IC法
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。	5	mg/L	別表第22 滴定法
40 蒸発残留物	500mg/L以下であること。	1	mg/L	別表第23 重量法
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。	0.02	mg/L	別表第24 SA-HPLC法
42 ジェオスミン	0.0001mg/L以下であること。	0.000001	mg/L	別表第25 PT-GC-MS法
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること。	0.000001	mg/L	別表第25 PT-GC-MS法
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。	0.002	mg/L	別表第28の2 SA-HPLC法
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。	0.0005	mg/L	別表第29 SA-誘導体化-GC-MS法, 別表第29の2 SA-LC-MS法
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること。	0.3	mg/L	別表第30 全有機炭素計測定法
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	—	—	別表第31 ガラス電極法
48 味	異常でないこと。	—	—	別表第33 官能法
49 臭気	異常でないこと。	—	TON	別表第34 官能法
50 色度	5度以下であること。	0.5	度	別表第36 透過光測定法
51 濁度	2度以下であること。	0.1	度	別表第41 積分球式光電光度法

※ 検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」別表に基づき実施。